

第4次笠間市男女共同参画計画

(令和 5 年度～令和 9 年度)

骨 子 案

令和4年 10 月
(2022年)

笠間市

男女共同参画社会とは・・・

男女共同参画説明

はじめに

市長あいさつ

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 笠間市の現状と課題
- 3 計画の基本理念
- 4 笠間市が目指す将来の姿
- 5 計画の位置づけ
- 6 計画期間

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

(1)世界の動き

国際連合が昭和50年を「国際婦人年」と決議し、昭和51年から昭和60年までを「国際婦人の10年」と定め、昭和54年に女子差別撤廃条約を採択し、女性の地位向上に向けた世界的な取組みが進んできました。平成7年には、「平等、開発、平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、その後、女性施策の指針として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

また、平成27年には「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。同年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs1）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント2を図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

(2)国の動き

国においては、女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、少子高齢化と人口減少時代に突入したわが国の最重要課題として位置付けています。

これまでも平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しております。また平成27年8月に成立した女性活躍推進法により、男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入りました。現在は、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

(3) 県の動き

茨城県では平成 13 年 3 月、行政、県民、事業者が一体となって積極的に男女共同参画の推進に取り組むため「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく基本計画を策定し、施策を総合的に推進してきました。

現在は、令和 3 年 3 月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画（第 4 次）」に基づき、人から組織、さらには社会へと男女共同参画の輪を広げ、男女がともに夢や希望を実現するための取組みが進められています。

(4) 市の動き

笠間市では、平成 18 年 3 月に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成 20 年 3 月に「笠間市男女共同参画計画」を策定し、男性も女性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、5 つの基本理念に基づき、さまざまな取組みを進めてきました。さらに、平成 25 年 3 月には、基本目標を 3 つに集約した「第 2 次笠間市男女共同参画計画」を策定しました。また、平成 30 年 3 月に「第 3 次笠間市男女共同参画計画」が策定され、固定的な役割分担の解消啓発や男女間の暴力根絶などを重要な視点に掲げ、男女共同参画を推進してきました。

令和 4 年度に第 3 次計画が最終の計画年度を迎えたことから、第 3 次計画の推進状況を検証するとともに、改めて男女共同参画に関する市民の最新の意識と国・県の動向を踏まえた計画として策定をするものです。

2 笠間市の現状と課題

(1)人口と世帯の推移

(2)女性の職業生活の状況

(3)令和4年市民意識調査の結果

(4)今後の課題

3 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」に基づき以下の5つを基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

1 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの性を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保する必要があります。

2 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

3 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できるようにする必要があります。

5 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、国際的な視点を持って男女共同参画の施策を推進する必要があります。

4 笠間市が目指す将来の姿(検討中)

基本理念に基づいた男女共同参画社会が推進された笠間市の将来の姿として、家庭、職場、地域社会において、以下のような姿を目指していきます。

1 みんなで築く充実した家庭

- 一人ひとりが、お互いを尊重し合い、「家族の絆」を大切にしています。
- 性別による固定的役割分担意識が解消しています。
- 仕事と生活のバランスをとり、家族が協力して子育てや介護などを行っています。

2 男女で共に支える職場

- 性による不当な差別がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮されています。
- 女性が政策・方針決定過程に参画する機会が保障され、多様な人材が活躍しています。
- 仕事と生活のバランスに配慮した職場環境が確保されています。

3 交流や活動の盛んな活気ある地域社会

- 男女が主体的に地域活動に参加し、共に協力し合っています。
- 多様な人たちの交流が盛んに行われ、お互いの個性を認め合い、尊重し合っています。
- 芸術・文化活動が盛んに行われ、男女が共に、創造性豊かな地域社会をつくっています。

5 計画の位置づけ

● 男女共同参画社会基本法に定める市町村計画

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、笠間市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

● 笠間市総合計画の個別計画

この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次茨城県男女共同参画基本計画」の方針を踏まえ、笠間市第2次総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に促進していくための計画です。

● DV防止対策市町村基本計画

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村基本計画としても位置づけます。

● 女性活躍推進のための市町村推進計画

この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けます（該当部分は、「基本目標3 すべての女性が輝く社会づくり」）。

キラリかさまプラン

第4次笠間市男女共同参画計画 (基本法第14条第3項・条例第8条)

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）
市町村基本計画

男女共同参画社会基本法
市町村男女共同参画計画

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
市町村推進計画

その他関連計画

国：【関連計画・第5次男女共同参画基本計画】

県：【関連計画・茨城県男女共同参画基本計画（第4次）】

市：【関連条例・笠間市男女共同参画推進条例】

市：【関連計画・笠間市第2次総合計画】

6 計画期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5カ年を計画期間とします。

<計画の期間>

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
第5次男女共同参画基本計画(国計画) 基本認識:令和3年度(2021)～令和12年度(2030) 施策の基本的方向及び具体的な取組:令和3年度(2021)～令和7年度(2025)									
茨城県男女共同参画基本計画 (第4次) 令和3年度(2021)～令和7年度(2025)									
第3次笠間市 男女共同参画 計画		キラリかさまプラン 第4次笠間市男女共同参画計画 令和5年度(2023)～令和9年度(2027)							

第2章 計画の内容

- 1 基本目標
- 2 重点的に推進する視点
- 3 計画の体系

基本目標1

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本目標2

だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

基本目標3

すべての女性が輝く社会づくり

基本目標4

ダイバーシティ社会の実現

第2章 計画の内容

1 基本目標

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第3次計画の進捗状況の検証などを踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指していくため、第4次計画では以下の4つの基本目標を設定します。

(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(2)だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

(3)すべての女性が輝く社会づくり

(4)ダイバーシティ社会の実現

2 重点的に推進する視点

基本計画に掲げた事業を着実に実行するため、国や県の考え方などを踏まえて次の5つの視点を掲げ取り組んでいきます。

(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

(2)女性の活躍と社会への参画促進

(3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(4)男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(5)多様性を認め合える社会の醸成

3 計画の体系

【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり		
施策名		取組み名
1	男女共同参画の意識啓発と 情報提供	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発
		2 男女共同参画推進に関する情報提供
2	あらゆる場での男女共同参画 意識の醸成	1 男性の理解促進・意識啓発事業
		2 男性の子育てや介護、地域活動への参画支援
		3 子どものころからの男女共同参画教育の充実
【基本目標2】だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり		
施策名		取組み名
1	男女間におけるあらゆる暴力 の根絶と人権の尊重	1 暴力の根絶に向けた意識啓発
		2 被害者の保護及び自立に向けた支援
2	各種ハラスメントの防止	1 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
		2 相談体制の整備
3	生涯を通じたところと身体の 健康づくりの推進	1 女性の健康支援
		2 妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発事業
4	安心して暮らせるまちづくり の実現	1 消防・防災分野における男女共同参画の促進
		2 生活上の困難に対する支援
【基本目標3】すべての女性が輝く社会づくり		
施策名		取組み名
1	仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)の推進	1 ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備
		2 仕事と子育て、介護との両立支援の推進
		3 働き方改革の推進
2	政策・方針決定過程への女性 の参画	1 審議会等における女性委員の参画促進
		2 女性人材バンク登録制度
3	女性の職業生活における活 躍支援	1 女性の人材育成
		2 女性の就業支援
【基本目標4】ダイバーシティ社会の実現		
施策名		取組み名
1	市民等のダイバーシティ意識 の醸成	1 ダイバーシティ社会の実現に向けた意識啓発
		2 多様性理解促進に関する情報提供
2	生活環境・職場環境の整備	1 生活環境の整備
		2 職場環境の整備
3	広い視野、多様な価値観を持 つ人の育成	1 人財の育成
		2 多文化共生の推進

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(基本目標の説明)

施策1-1 男女共同参画の意識啓発と情報提供

(現状と課題)

【具体的な取組み】

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発
(取組みの内容)
- 2 男女共同参画推進に関する情報提供
(取組みの内容)

施策1-2 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

(現状と課題)

【具体的な取組み】

- 1 男性の理解促進・意識啓発事業
(取組みの内容)
- 2 男性の子育てや介護、地域活動への参画支援
(取組みの内容)
- 3 子どものころからの男女共同参画教育の充実
(取組みの内容)

基本目標2 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

(基本目標の説明)

施策2-1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

(現状と課題)

【具体的な取組み】

1 暴力の根絶に向けた意識啓発

(取組みの内容)

2 被害者の保護及び自立に向けた支援

(取組みの内容)

施策2-2 各種ハラスメントの防止

(現状と課題)

【具体的な取組み】

1 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

(取組みの内容)

2 相談体制の整備

(取組みの内容)

施策2-3 生涯を通じたところと身体健康づくりの推進

(現状と課題)

【具体的な取組み】

1 女性の健康支援

(取組みの内容)

2 妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発事業

(取組みの内容)

施策2-4 安心して暮らせるまちづくりの実現

(現状と課題)

【具体的な取組み】

1 消防・防災分野における男女共同参画の促進

(取組みの内容)

2 生活上の困難に対する支援

(取組みの内容)

基本目標3 すべての女性が輝く社会づくり

(基本目標の説明)

施策3-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(現状と課題)

【具体的な取組み】

- 1 **ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備**
(取組みの内容)
- 2 **仕事と子育て、介護との両立支援の推進**
(取組みの内容)
- 3 **働き方改革の推進**
(取組みの内容)

施策3-2 政策・方針決定過程への女性の参画

(現状と課題)

【具体的な取組み】

- 1 **審議会等における女性委員の参画促進**
(取組みの内容)
- 2 **女性人材バンク登録制度**
(取組みの内容)

施策3-3 女性の職業生活における活躍支援

(現状と課題)

【具体的な取組み】

- 1 **女性の人材育成**
(取組みの内容)
- 2 **女性の就業支援**
(取組みの内容)

基本目標4 ダイバーシティ社会の実現

(基本目標の説明)

施策4-1 市民等のダイバーシティ意識の醸成

(現状と課題)

【具体的な取組み】

1 ダイバーシティ社会の実現に向けた意識啓発

(取組みの内容)

2 多様性理解促進に関する情報提供

(取組みの内容)

施策4-2 生活環境・職場環境の整備

(現状と課題)

【具体的な取組み】

1 生活環境の整備

(取組みの内容)

2 職場環境の整備

(取組みの内容)

施策4-3 広い視野、多様な価値観を持つ人の育成

(現状と課題)

【具体的な取組み】

1 人財の育成

(取組みの内容)

2 多文化共生の推進

(取組みの内容)

■ 第4次笠間市男女共同参画計画体系図

第4次計画 構成			第3次計画 構成		
【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり			【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり		
1	男女共同参画の意識啓発と情報提供	1男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発 2男女共同参画推進に関する情報提供	1	男女共同参画の意識啓発と情報提供	1男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発 2男女共同参画推進月間における事業の実施
2	あらゆる場での男女共同参画意識の醸成	1男性の理解促進・意識啓発事業 2男性の子育てや介護、地域活動への参画支援 3子どものころからの男女共同参画教育の充実	2	あらゆる場での男女共同参画意識の醸成	1男性の理解促進・意識啓発事業 2男性の子育てや介護、地域活動への参画支援 3子どものころからの男女共同参画教育の充実
【基本目標2】 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり			【基本目標2】 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり		
1	男女間におけるあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	1暴力の根絶に向けた意識啓発 2被害者の保護及び自立に向けた支援	1	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	1暴力の根絶に向けた意識啓発 2被害者の保護及び自立に向けた支援
2	各種ハラスメントの防止	1セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 2相談体制の整備	2	各種ハラスメントの防止	1セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 2相談体制の整備
3	生涯を通じたこころと身体 の健康づくりの推進	1女性の健康支援 2妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発事業	3	生涯を通じたこころと身体 の健康づくりの推進	1女性の健康支援 2健康な妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発事業
4	安心して暮らせるまちづくり の実現	1消防・防災分野における男女共同参画の促進 2生活上の困難に対する支援	4	男女共同参画の視点による 災害に強いまちづくり	1防災分野における男女共同参画の促進
【基本目標3】 すべての女性が輝く社会づくり			【基本目標3】 すべての女性が輝く社会づくり		
1	仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の推進	1ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備 2仕事と子育て、介護との両立支援の推進 3働き方改革の推進	1	仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の推進	1ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備 2仕事と子育て、介護との両立支援の推進 3働き方改革の推進
2	政策・方針決定過程への 女性の参画	1審議会等における女性委員の参画促進 2女性人材バンク登録制度	2	政策・方針決定過程への 女性の参画	1審議会等における女性委員の参画促進 2人材バンク登録制度事業
3	女性の職業生活における 活躍支援	1女性の人材育成 2女性の就業支援	3	女性の職業生活における 活躍支援	1女性の人材育成 2女性の就業支援
【基本目標4】 ダイバーシティ社会の実現					
1	市民等のダイバーシティ 意識の醸成	1ダイバーシティ社会の実現に向けた意識啓発 2多様性理解促進に関する情報提供			
2	生活環境・職場環境の 整備	1生活環境の整備 2職場環境の整備			
3	広い視野、多様な価値観 を持つ人の育成	1人財の育成 2多文化共生の推進			